

2025 年 11 月 12 日

各 位

会社名：株式会社パリミキホールディングス
代表者名：代表取締役社長 澤田 将広
(コード：7455 東証スタンダード)
問い合わせ先：執行役員 C F O 柳沼 雅紀
(TEL. 0 3 - 6 4 3 2 - 0 7 3 2)

会社名：株式会社ルネット
代表者名：代表取締役社長 多根 幹雄

株式会社ルネットによる
株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ルネットは、2025 年 11 月 12 日、株式会社パリミキホールディングスの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社ルネット（公開買付者）が、株式会社パリミキホールディングス（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 11 月 12 日付「株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 多 根 幹 雄

**株式会社パリミキホールディングス（証券コード：7455）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社ルネット（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社パリミキホールディングス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：7455、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に記載する新株予約権をいいます。以下同じです。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、1962年 1 月 4 日に設立された株式会社であり、本日現在において、国内外における投資事業、ヘルスケア事業を主たる事業内容として、対象者の代表取締役会長である多根幹雄氏（以下「多根幹雄氏」といいます。）が代表取締役社長を務める資産管理会社です。本日現在、多根幹雄氏、公益財団法人奥出雲多根自然博物館及び学校法人志学学園が、その発行済株式の全てを所有し、議決権は多根幹雄氏のみが保有しております。本日現在、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式26,243,699株（所有割合（注1）：45.07%）を所有しており、公開買付者にとって「緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 4 項第 2 号イ）に当たる多根幹雄氏が所有する対象者株式（所有株式数：3,042,650株、所有割合：5.22%）と合わせて対象者の議決権の過半数を所有する、対象者の親会社です。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年11月12日に公表した「2026年 3 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年 9 月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（56,599,774株）に、2025年 9 月30日以降本日までに行使された新株予約権の合計である2,516個（第 5 回新株予約権996個及び第 7 回新株予約権1,520個）の目的となる対象者株式数（251,600株）及び本日現在残存しており行使可能な新株予約権の合計である13,904個（第 5 回新株予約権4,704個、第 7 回新株予約権7,480個、第 8 回新株予約権500個、及び第 9 回新株予約権1,220個）の目的となる対象者株式数（1,390,400株）を加算した株式数（58,241,774株）から、対象者決算短信に記載された2025年 9 月30日現在の対象者が所有する自己株式数（8,374株）を控除した株式数（58,233,400株）（以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。）。

（注2）対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	本日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第 5 回新株予約権	4,704	470,400
第 7 回新株予約権	7,480	748,000
第 8 回新株予約権	500	50,000
第 9 回新株予約権	1,220	122,000
合計	13,904	1,390,400

今般、公開買付者は、2025年11月12日開催の取締役会において、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本取引は、対象者の代表取締役会長である多根幹雄氏が出資する公開買付者が実施するものであり、多根幹雄氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定していることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当します。本日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）との間には、本取引後の役員就任や処遇について合意はなく、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年11月12日付で（i）対象者の第3位株主である多根幹雄氏（所有株式数：3,042,650株、所有割合：5.22%）、（ii）対象者の第8位株主であり多根幹雄氏の親族である多根伸彦氏（以下「多根伸彦氏」といいます。所有株式数：153,800株、所有割合：0.26%。なお、多根伸彦氏は、LGTウェルスマネジメント信託株式会社（以下「LGTウェルスマネジメント信託」といいます。）との間で締結した2022年5月13日付管理型信託契約（以下「伸彦氏信託契約」といいます。）に基づき、多根伸彦氏の所有する対象者株式277,500株（所有割合：0.48%。以下「伸彦氏信託株式」といいます。）について、多根伸彦氏を唯一の委託者兼受益者として信託（以下「伸彦氏信託」といいます。）しており、伸彦氏信託株式は伸彦氏信託の信託財産に属するものとしてLGTウェルスマネジメント信託名義となっておりますが、以下に記載のとおり、多根伸彦氏は本公開買付けの決済後に伸彦氏信託解除（以下に定義します。）を行う予定です。）、（iii）多根幹雄氏の親族である多根嘉宏氏（以下「多根嘉宏氏」といいます。所有株式数：124株、所有割合：0.00%。なお、多根嘉宏氏は、株式会社SMB C信託銀行（以下「SMB C信託銀行」といいます。）との間で締結した2019年2月27日付管理有価証券信託契約書（以下「嘉宏氏信託契約」といいます。）に基づき、多根嘉宏氏の所有する対象者株式1,121,800株（所有割合：1.93%。以下「嘉宏氏信託株式」といい、伸彦氏信託株式とあわせて「本信託株式」と総称します。）について、多根嘉宏氏を唯一の委託者兼受益者として信託（以下「嘉宏氏信託」といいます。）しており、嘉宏氏信託株式は嘉宏氏信託の信託財産に属するものとしてSMB C信託銀行（以下、嘉宏氏信託契約における受託者としてのSMB C信託銀行及び伸彦氏信託契約における受託者としてのLGTウェルスマネジメント信託を「本受託者」と総称します。）名義となっておりますが、以下に記載のとおり、多根嘉宏氏は本公開買付けの決済後に嘉宏氏信託解除（以下に定義します。）を行う予定です。）（多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、本公開買付けへの不応募に関する契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結しており、本不応募合意株主が所有する対象者株式の全て（本信託株式を含み、以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、本不応募合意株主は、本不応募契約において（a）本不応募合意株式を本公開買付けに応募しない旨、（b）本不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）が完了するまでの間、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しない旨、及び本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合において、本公開買付けの成立後、公開買付者が、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として本株式併合（以下に定義します。）を行う場合、本臨時株主総会（注4）において、当該時点で各本不応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて、本株式併合に関連する各議案に賛成するとともに、各本不応募合意株主において本株式併合の実施に必要な協力を行う旨、（c）本公開買付けの決済後、本スクイーズアウト手続の完了前に、多根伸彦氏が、伸彦氏信託株式の全て（所有株式数：277,500株、所有割合：0.48%）につき、伸彦氏信託契約を解約の上で、特段の対価の支払いなく、返還を受ける旨（以下「伸彦氏信託解除」といいます。）、並びに、多根嘉宏氏が、嘉宏氏信託株式の全て（所有株式数：1,121,800株、所有割合：1.93%）につき、嘉宏氏信託契約を解約の上で、特段の対価の支払いなく、返還を

受ける旨（以下「嘉宏氏信託解除」といい、伸彦氏信託解除とあわせて「本信託解除」と総称します。）（注５）、並びに（d）本スクイーズアウト手続として行われる会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第2編第2章第4節の2の規定に基づく株式等売渡請求（以下「本株式等売渡請求」といいます。）又は会社法第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に、公開買付者の要請があった場合には、公開買付者との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式等売渡請求又は本株式併合の効力発生前の時点を効力発生時として、貸主となる本不応募合意株主の所有する対象者株式の全部を無償で借り受ける取引（以下「本貸株取引」といいます。）を行う旨を書面で合意しております。本貸株取引は、公開買付者と公開買付者にとって貸株を行う日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者の関係にある本不応募合意株主との間で行われることが想定されているため、法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになります。

（注４）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者に要請する予定の本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと、その他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注５）①多根伸彦氏及び多根嘉宏氏が返還を受ける予定の対象者株式は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第7条第1項第1号に定める、信託業を営む者である本受託者が信託財産として所有する株券等であること、②伸彦氏信託契約においては、契約締結当初から、多根伸彦氏が委託者兼受益者であり変更されていないこと及び嘉宏氏信託契約においては、契約締結当初から、多根嘉宏氏が委託者兼受益者であり変更されていないこと、並びに③多根伸彦氏及び多根嘉宏氏は、対象者株式の返還を対価の支払いなく受けるにすぎないことから、当該対象者株式の返還は公開買付規制の趣旨に反しないため、公開買付けを行う必要はないものと考えております。

これにより、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主は、（i）本公開買付け前から所有していた対象者株式26,243,699株（所有割合：45.07%）に加えて下記買付予定数の下限に相当する対象者株式7,982,900株（所有割合：13.71%）以上を所有する公開買付者、（ii）本不応募合意株主（所有割合：7.89%）及び（iii）本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（但し、公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）のみとなる予定です。そして、本公開買付け成立後に実施を予定している本スクイーズアウト手続及びその後の本貸株取引の解消により、（i）公開買付者及び（ii）本不応募合意株主のみが対象者の株主となることを予定しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

（１）対象者の名称

株式会社パリティホールディングス

（２）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（下記（i）乃至（iv）の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

（i）2020年9月1日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月2日から2030年9月1日まで）

（ii）2022年5月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年5月14日から2032年5月13日まで）

（iii）2023年5月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

（iv）2023年5月12日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年5月13日から2033年5月12日まで）

（３）買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金581円
- ② 本新株予約権
 - (i) 第5回新株予約権1個につき、金1円
 - (ii) 第7回新株予約権1個につき、金1円
 - (iii) 第8回新株予約権1個につき、金1円
 - (iv) 第9回新株予約権1個につき、金1円

(4) 買付け等の期間

2025年11月13日(木曜日)から2025年12月25日(木曜日)まで(30営業日)

(5) 決済の開始日

2026年1月6日(火曜日)

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	27,393,827(株)	7,982,900(株)	—(株)
合計	27,393,827(株)	7,982,900(株)	—(株)

(7) 公開買付代理人

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年11月13日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しの記載が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。